

中小企業事業主の皆様

相談
支援 **無料**

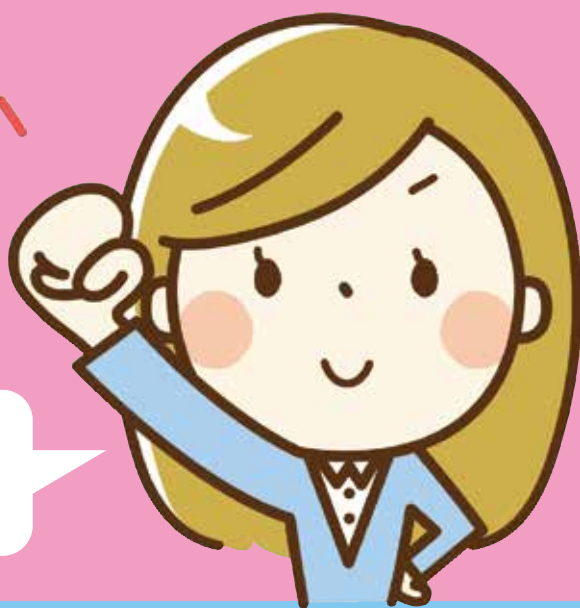
のご案内です

働き方改革は “社会保険労務士”に 相談して下さい!

電話・来所・メールで
相談できます

社労士が直接会社を訪問し
相談・支援します

セミナーの開催や講師派遣
を行います



徳島働き方改革推進支援センターの社労士へお気軽にご相談下さい

- ☐ 月60時間超の割増賃金率の引上げ
- ☐ 改正育児・介護休業法
- ☐ パワーハラスメント防止措置

- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 時間外労働の上限規則
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得

徳島働き方改革推進支援センター



〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階

徳島県社会保険労務士会内

電話:0120-967-951

FAX:088-654-7780

E-mail : tokushima@workstylereform.net



開設日時 平日9時～17時まで(12/29～1/3を除く)